# 第Ⅱ章 廃棄物の撤去及び浄化対策等

# 第1節 原状回復対策の検討と撤去方針の確立

### 1 両県の本事案に関する認識と対策方針の共有

(1) 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

青森県と岩手県は、学識経験者等による「青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会(委員長:南博方 岩手県立大学教授。(以下、「合同検討委員会」という。))」を平成14 (2002) 年6月15日に設置し、同委員会において、本事案に効果的かつ早急に対応するため、必要な情報交換及び対応策の検討を行った。

これらの検討を踏まえて、本県では、基本的に廃棄物の全量を撤去する考えであることを表明した。最終的には、両県それぞれ、具体的方針を検討する組織を設置し対策を進めることが適当と提言され、平成15(2003)年6月28日の第4回をもって合同検討委員会における検討は終結し、両県知事に対する報告が行われた。

表 1 青森・岩手県境不法投棄事案に係る合同検討委員会

氏 名	所 属
板井 一好	岩手医科大学医学部講師(衛生学公衆衛生学講座)
齋藤 徳美	岩手大学教授 (工学部建設環境工学科)
笹尾 俊明	岩手大学人文社会学部講師 (環境科学講座)
佐々木 俊介	株式会社三菱総合研究所研究理事
田村 彰平	弁護士
中澤 廣	岩手大学教授(工学部建設環境学科地域環境工学講座)
西垣 誠	岡山大学教授(環境理工学部環境デザイン工学科)
長谷川 信夫	東北学院大学教授(工学部環境土木工学科)
平田 健正	和歌山大学教授(工学部環境システム学科)
藤縄 克之	信州大学教授(工学部社会開発工学科)
古市 徹	北海道大学教授(大学院工学研究科)
◎南 博方	岩手県立大学教授 (総合政策学部総合政策学科)
小原 豊明	二戸市長
中村 隆一	田子町長
粕谷 明博	環境省産業廃棄物課適正処理推進室長
川本 克也	国立環境研究所循環型社会形成推進・廃棄物研究センター適正処理技術研究開発室長
中村 忠充	田子町民代表

(五十音順)

※平成14(2002)年6月当時 委員長:◎

## (2) 現場特性の認識

平成15(2003)年6月の調査結果により判明した現場の特性は、表2のとおりである。

なお、合同検討委員会報告においては、「現場の青森県側(西側)と岩手県側(東側)では投棄された廃棄物の種類、量、有害性、投棄形態等が異なることから、それぞれの特性に応じた最も効果的な対策を講ずることとし、原状回復のために除去すべき廃棄物や対策方法については、合同検討委員会の検討を踏まえて、両県がそれぞれの状況に応じて決定する。」との基本的方針が示された。

項目	岩手県(東側)	(参 考)青森県(西側)
投棄形態	場内が 16か所にブロック区分が できるスポット的投棄。 ブロックごとにほぼ同一の有害物 質を含む廃棄物が一体不離に投棄。 (多種多様の廃棄物の混合実態)	エリア一帯に大量に投棄。
地形	地形上尾根部に位置し相対的に標高が高く、周囲から水の流入の可能性は少ないが、北東部の旧河道へ流出する可能性がある。	相対的に標高が低く、沢部を中心に流水がある。
地下水	ボーリング調査の結果等から、 地下水位は概ね GL-5~8mと低い が、地下水帯水層の厚さは十数m あるものと推定される。	ボーリング調査の結果等から、地下水位は凝灰角礫岩を不透水層として概ね GL-7~15mの深部に位置しており、地下水帯水層は十数mあるものと推定される。また、地下水の大局的な流れは、中央谷部方向や西方への流れとなっている。

### (3) 対策方針の共有

事件発覚当初から本県では、現場の原状回復に関し、特定産業廃棄物及び特定産業廃棄物に起因して汚染されている土壌(以下、「特定産業廃棄物等」という。)を全量撤去等することを基本的方針としたが、青森県では当初「封じ込め」も検討されていた。青森県は、その後の検討や住民等からの全量撤去を望む要望等を踏まえ、最終的に特定産業廃棄物等を全量撤去等することとし、両県とも、全量撤去等を基本方針とした。

## (4) 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会

本不法投棄事案に係る現場の原状回復を進めるにあたっては、広く県民に不法投棄廃棄物 や汚染土壌の撤去及び浄化対策の内容等を情報公開するとともに、二戸市民等関係者の合意 形成を図ることが重要であった。

本県では、現場の原状回復事業を適正かつ円滑に推進するため、平成15(2003)年5月15

日に「青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会(委員長: 齋藤徳美 岩手大学教授。 (以下、「原状回復対策協議会」という。))」を設置し、必要に応じ青森県において設置されている同旨の組織と共同開催することで、国の基本方針に沿った一体的な事業推進を図ることとした。

同協議会設置以降、廃棄物の掘削除去が完了した平成25 (2013) 年度までは年4~6回、その後は年3~4回程度の頻度で開催し、原状回復宣言がなされた令和5 (2023) 年2月4日まで、その開催数は全87回を数えた。

表3 青森・岩手県境不法投棄現場の原状回復対策協議会委員名簿

氏 名	所 属 等
生田 弘子	カシオペア環境研究会顧問
牛間木 義男	玉木自治振興会会長
◎齋藤 徳美	岩手大学名誉教授
笹尾 俊明	立命館大学経済学部教授
颯田 尚哉	大同大学工学部教授
高嶋 裕一	岩手県立大学総合政策学部教授
中澤 廣	岩手大学名誉教授
橋本 良二	岩手大学名誉教授
藤原 淳	二戸市長
山本 晴美	田子町長
山本 わか	田子町県境不法投棄原状回復調査協議会委員
簗田 幸	元岩手県環境保健研究センター所長

(五十音順)

※令和5 (2023) 年2月当時 委員長:◎



写真1 第1回協議会の様子(平成15(2003)年5月15日)

また、原状回復対策協議会における検討事項のうち、汚染土壌対策等について具体的手法に関する技術的評価を行い、本協議会の検討等に資するため、平成18 (2006) 年12月16日に「汚染土壌対策技術検討委員会(委員長:川本克也 国立環境研究所資源化・処理処分技術研究室 室長。(以下、「検討委員会」という。))」を設置した。

検討委員会は、平成19年2月1日から令和4年11月7日まで、計37回開催された。

表 4 汚染土壌対策技術検討委員会委員名簿

氏 名	所 属 等
江種 伸之	和歌山大学システム工学部環境システム学科教授
遠藤 昭人	岩手県土木技術振興協会理事長
◎川本 克也	岡山大学名誉教授 (独)環境再生保全機構環境研究総合推進費プログラムオフィサー
颯田 尚哉	大同大学工学部建築学科教授
中澤 廣	岩手大学名誉教授
簗田 幸	元岩手県環境保健研究センター所長

(五十音順)

※令和5 (2023) 年2月当時 委員長:◎

#### 2 廃棄物の撤去方針の確立

(1) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の制定

平成15 (2003) 年6月、国は本事案を契機に、原状回復に要する費用に対する財政支援の特例措置を講ずる「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(以下、「特別措置法」という。)」を制定した。同法第3条第1項では、「環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成34年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針(以下、「基本方針」という。)を定めなければならない。」とされており、同法第4条第1項では、「基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画(以下、「実施計画」という。)を定めることができる」とされている。

上記に基づき、本県では、これまでの調査結果に加え、住民及び原状回復対策協議会からの提言等を踏まえ、更に岩手県環境審議会等の意見を取り入れた、特別措置法に基づく「青森・岩手県境不法投棄事案に係る特定支障除去等事業実施計画書」(実施計画書)を策定し、平成16 (2004) 年1月に環境大臣の同意を得た。

#### (2) 特定産業廃棄物の早期処理の必要性

## 1) 基本的な考え方

本現場においては、大量の有害廃棄物をはじめ多種多様な産業廃棄物が不法投棄され、 生活環境の保全上の支障が生じ、又は生じるおそれがある。また、これらの産業廃棄物は 主に首都圏から排出されたものであることから、本県は一方的な被害県である。 本県は、これらの汚染源の早期全量撤去が「住民の健康被害の防止と安心感の醸成」を 実現する最も効果的な対策であり、かつ、根本的な汚染拡散防止につながる最良の対策と 認識しており、早期全量撤去を、本現場の特定産業廃棄物の処理に関する基本的な方針と 位置付けた。

2) 医療機関から排出された廃棄物の確認

平成15(2003)年5月、本現場において使用済みおむつ、未焼却の注射針等感染性の疑いがある「医療機関から排出された廃棄物(医療系廃棄物)」が確認された。

この事実に基づき現場内調査の結果、当該廃棄物の発見エリアのみならず、本現場一体に広く医療系廃棄物が投棄されていることを確認した。このことからも、早期処理が必要であると判断された。

3) 地元住民等の動き

地域住民等からは、早期に不法投棄廃棄物を全量撤去するよう要望されており、これに適切に対応する必要があった。

① 地域住民の要望

地域住民は平成 15 (2003) 年4月に「二戸自然と環境を守る会」を設立し、不法投棄廃棄物の全量撤去を求めて活動を展開し、住民説明会、原状回復対策協議会等で強く 全量撤去を要望。

- ② 二戸市、二戸市議会等の要望
  - ア 平成13 (2001) 年 5 月23日に二戸市は岩手県知事に対し、本事案の全容解明と撤去 等必要な措置を講じるよう要望。
  - イ 平成14(2002)年6月11日に二戸市は岩手県知事に対し、モニタリング調査の実施、 迅速な情報提供、不法投棄物の撤去、撤去後の跡地利用について適切な措置を講じる よう要望。
  - ウ 平成14(2002)年8月1日に二戸市、二戸市議会、田子町、田子町議会は環境大臣 に対し、本事案の処理に対する国の積極的な技術的財政的支援について要望。
  - エ 平成14(2002)年8月8日に馬淵川流域の八戸市長、二戸市長外11町村長、11農業協同組合等理事長は、環境大臣に対し、本事案に係る汚染拡散防止対策等に対する国の積極的な財政支援を要望。
  - オ 平成15 (2003) 年9月1日に二戸市長は岩手県知事に対し、キャッピング(有害物質等の地下への浸透等汚染拡散を防止するため、不法投棄現場に不浸透性のシートを敷設)の早期実施、特別管理産業廃棄物の早期撤去等を要望。
- 4) 岩手県議会の請願採択

平成14 (2002) 年5月15日に岩手県議会は、二戸市民及び田子町民から行われた本事案に係る早期解決を求める請願(早期解決を国に対し強く働きかけること、地域住民が安心して暮らせる対策を早急に講じること)を採択。

## (3) 支障の除去等の考え方

1) 特別措置法第3条第1項の規定に基づき国が定めた基本方針において、「『生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある』とは、社会通念に従って一般的に理解される生活環境に加え、人の生活に密接な関係のある財産又は人の生活に密接な関係のある動植物若しくはその生育に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずることをいう。」と定義されている。これは、「行政処分の

指針について」(平成13(2001)年5月15日付け(平成15(2003)年8月12日改正)環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)において示された廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)第19条の5第1項本文の解釈と同義であり、また、同通知においては「管理型産業廃棄物が道路、鉄道など公共用の区域や他人の所有地に飛散、流出するおそれがある場合、最終処分場以外の場所に埋め立てられた場合なども当然に対象となる。」旨例示されている。

- 2) 本県側現場に最終処分場は存在せず、本現場内に存在する特定産業廃棄物はすべてが不法投棄されたものであることから、本事案は「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがある」に該当するものである。
- 3) 本現場には高濃度の揮発性有機化合物のほか、重金属及びダイオキシン類による汚染が確認されている。
- 4) また、医療系廃棄物を混合した特定産業廃棄物が場内に広く投棄されている。現地は表 2に示した地域特性があり、こうした「汚染源」を現地に存置することは、生活環境上の 支障の発生につながるとともに、住民不安を解消できないのみならず、将来にわたる汚染 拡散の危険を放置することとなる。このため、本県はこれまで、原因者に対し、当現場に「投棄された廃油等すべての廃棄物について、当該廃棄物による場内汚染状況の詳細な調 査等を行い、当該廃棄物により汚染されたと認められる土壌を含めて、平成13(2001)年 2月3日までに撤去し原状を回復」すべき旨の措置命令を発出し、その履行を強く求めてきた。

## (4) 支障の除去の目標及び完了確認手法

支障の除去の目標及び完了確認に当たっては、各種環境基準への適合、その他の物理的手 法等により特定産業廃棄物等が存在しないこととし、その根拠となる調査結果及び評価内容 を公表することとした。

#### (5) 有害廃棄物の優先除去

支障の除去に当たっては、有害廃棄物の撤去を優先的かつ早期に実施することとした。

#### (6) 支障の除去に当たっての汚染拡散防止対策

本県は、汚染源の早期全量撤去が最大の汚染拡散防止対策であるとの基本的考え方の下、 地形・地質特性、投棄特性等を踏まえ、緊急的対策、処理中の対策、長期的対策として適切 な汚染拡散防止措置を講ずることとした。